

救助工作車 II型

仕様書

令和8年度

岸和田市消防本部

# 第 1 総則

## 1 適用

この仕様書は、岸和田市（以下「当市」という。）が、令和 8 年度に整備する救助工作車（以下「車両」という。）の仕様について定め、製作に関する一切に適用する。

## 2 概要

- (1) 車両製作は、この仕様書および製作承認図等（契約後受注者にて製作すること。）によるほか関係法令に従うこと。
- (2) 車両は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）および道路運送車両法（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の保安基準に適合し、緊急自動車としての承認が得られること。
- (3) 受注者は品質の確保、環境対策の配慮から ISO9001、ISO14001 認証取得による品質環境管理システムによって製造が行われていること。
- (4) 環境負荷の低減に努めるため、解体・リサイクルにおける取組として、一般社団法人日本自動車車体工業会が定める環境基準適合ラベルを取得すること。
- (5) 受注者は、契約にあたりこの仕様書を了承し、不審な点については、当市に問い合わせし十分に熟知した上で契約すること。
- (6) 受注者は、契約後仕様書詳細について当市担当員と打ち合わせを行い、製作承認図等を当市に提出し、承認を得て製作に着手すること。なお、打ち合わせに際しては、受注者だけではなくシャシ・機装業者及び無線機等の取付け業者も同席できる場を設けること。
- (7) 受注者は、契約後製作にあたりこの仕様書に疑問が生じた場合は、当市担当員に連絡の上承認または指示を受けること。
- (8) 受注者は、製作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合には、当市担当員と打ち合わせのうえ、承認又は指示を受け変更承認図を提出するとともに、付属品、取付品及び取付装置は本仕様書記載のもの又はそれ以上の性能、機能を有する最新式のものに変更すること。
- (9) 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- (10) 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- (11) 仕様書に明記されていない装備品及び付属品等はメーカー公表の標準仕様とすること。
- (12) 保証期間は納入後 1 年間または各メーカー公表の保証期間とし、構造上（部品材料の不良を含む）或いは機装にかかる技術上の瑕疵によって故障し、又は、不備欠

陥が生じた場合は、保証期間の如何を問わず当市への説明を実施した後、責任をもって速やかに対処するものとする。

- (13) 納入後、受注者は、当市の指定する場所に置いて、職員に各専門事業者による車両の取り扱い及び装備品、資機材等の取り扱い研修等を最低4日以上実施すること。尚、派遣に対する諸経費の一切は受注者が負担するものとする。
- (14) 登録に関する一切の経費については受注者が負担すること。但し、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料は当市が負担する。
- (15) 登録番号は、当市が希望するナンバーとする。(別途指示)
- (16) 納品する資器材等は、すべて新品で最新型であること。また、資機材等に消防本部名を明記すること。明記ができない場合は、担当者と協議すること。

### 3 提出書類

- (1) 契約後、直ちに契約価格内訳明細書を提出すること。
- (2) 契約後、製作に関する協議を行い、その結果及び仕様書に基づき次の図書を各3部ずつ提出し、承認を受けるものとする。
  - ① 5面図(前、左側面及び平面図、右側面及び後面図)
  - ② 積載資機材の配置図
  - ③ キャビン内の配置図
  - ④ 動力伝達装置関係図
  - ⑤ 電気系統図及び配線図
  - ⑥ 艀装重量、車両重量及び車両総重量の計算書
  - ⑦ 積載資器材の重量表
  - ⑧ 製作工程表
  - ⑨ その他、当市が指示する書類
- (3) 完成車の納入時に、次の図書を提出すること。
  - ① 電気系統図及び配線図
  - ② シャシ、エンジンの点検書 各1部
  - ③ 3面図(前、左側面及び平面図) 各3部
  - ④ 2面図(右側面及び後面図) 各3部
  - ⑤ 積載資機材の配置図 各3部
  - ⑥ キャビン内の配置図 各3部
  - ⑦ 車両及び積載資機材取扱い説明書 各3部
  - ⑧ 自動車改造計算書 各3部
    - ア 艀装重量、車両重量及び車両総重量の荷重分布計算書
    - イ 最大安定傾斜角度計算書
  - ⑨ 工程写真(シャシ入荷から完成まで) 3部

- ア) 製作中工程（シャシ、組立中、塗装後）
- イ) 試験実施工程（転覆角度試験、重量実測試験）

- ⑩ 保証書 1部
- ⑪ 契約金額内訳明細書 各1部

#### 4 検査

受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けること。

(1) 艤装中間検査

当市が適当と判断する時期に受注者製作工場にて実施する。

(2) 完成検査

納入時、下記の完成検査を行う。

- ① 各種装置の機能検査
- ② 主要装備品及び付属品確認

(3) 中間検査及び完成検査における各交通費2名分は受注者の負担とすること。

#### 5 納期

- (1) 納 期： 令和10年3月31日
- (2) 納入場所： 大阪府岸和田市上松町三丁目7番21号  
岸和田市消防本部

※新規検査および新規登録を受け納入すること。また、納入時には使用燃料等（ガソリン、オイル、エア等）は積載資機材を含めてすべて満了にしておくこと。

## 第2 規格及び仕様

本車両は、あらゆる災害、並びに救助活動に必要な装備、および各種救助資機材、収納装置を設け、災害時における諸活動を迅速に行えるものとする。また、構造は堅牢で耐久性に富むものとする。尚、シャシ、ウィンチ、クレーン、照明装置についてはメンテナンス性を考慮し、国産メーカー品とする。

1. 車両の完成寸法は、次のとおりとする。

- (1) 全 長 : 8, 000 mm以下
- (2) 全 幅 : 2, 400 mm以下
- (3) 全 高 : 3, 300 mm以下
- (4) ホイールベース : 3, 790 mm
- (5) 車両総重量 : 11, 990 kg未満

- ① 艀装は総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作すること。
- ② 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保するとともに、必要箇所には点検口又は点検扉を設けること。
- ③ 構造及び一般艀装については、総合的な重量軽減及び荷重バランスに十分配慮のうえ製作すること。

## 2. シャシの仕様は次のとおりとする。

使用するシャシは救助工作車専用シャシとする。また、モデルチェンジに伴い本仕様書に記載のない性能、諸元及び装備は自動車メーカーが公表したものと合致すること。

- (1) キャブ：後部拡張型ダブルキャブ 4ドア（例 モリタ：インテリジェントアタッカー テイセン：HB）
- (2) 乗車定員：5名（前席2名、後席3名）
- (3) 動力伝達装置：PTO（メーカーに準ずるもの 以下同じ）
- (4) 駆動方式：四輪駆動方式
- (5) トランスミッション：マニュアル
- (6) ステアリング：パワーステアリング
- (7) 制動装置：ABS付
- (8) キャブチルト装置：電動油圧式（安全支柱付き）
- (9) フロントサスペンション：強化型
- (10) リアサスペンション：強化型
- (11) タイヤサイズ：245/70R19.5 136/134J
- (12) タイヤパターン：オールシーズンタイヤ（前後スペアタイヤ含む）
- (13) ホイール：アルミメッキホイール（前後スペアタイヤ含む）
- (14) 燃料タンク：100L
- (15) バッテリー：145 F 51×2 引出装置付き
- (16) オルタネーター：24V-90A 以上
- (17) オイルパンヒーター：キャブタイヤコード 15m コード付き マグネット式
- (18) バッテリー充電装置
- (19) エアコン：当該車に適応の純正品及び後部座席前方に吹き出し口増設
- (20) 後退警報ブザー：ON・OFF スイッチ付
- (21) ヘッドライト：純正品 LED 式
- (22) バックランプ：左右各1個
- (23) フォグランプ：LED 式純正品
- (24) エアバッグ：運転席

- (25) デジタル式大型時計
- (26) ABS 装置
- (27) ES スタート
- (28) イモビライザー
- (29) オーディオ：純正品
- (30) 集中ドアロック：4 か所
- (31) パワーウィンドウ：4 か所
- (32) 電動格納ミラー：助手席側（運転席側は手動式）
- (33) サンバイザー：運転席・助手席側
- (34) サイドバイザー：キャブ各ドア上部
- (35) カーナビゲーション：地上デジタルチューナーレス
- (36) ETC（セットアップ付き）
- (37) ドライブレコーダー：高画質で前方、後方同時録画機能を有する物（メンテナンスフリー型） SD メモリカード 32G
- (38) 全周囲カメラ
- (39) 助手席補助ミラー
- (40) メッキフロントグリル
- (41) メッキミラーカバー
- (42) ドアエッジプロテクター
- (43) その他：シャシメーカーが定める固有の装置、付属品

### 3. シャシ付属品

- (1) フロアマット：前、後（ロンリウム張り）
- (2) オイルジャッキ
- (3) 標準工具
- (4) タイヤチェーン（シングル）
- (5) 停止表示板
- (6) 非常用信号具：1 個
- (7) 車輪止め：4 組（8 個）
- (8) 補修用塗料

## 第 3 艀装の仕様

### 1. キャビンの構造

キャビンはハイルーフキャブ後部拡張型で、主要材料は重量軽減のため C F R P を主として、上部にアルミ縞板張りのルーフデッキ及び支点リングを 8 箇所設け、ラッシング

ベルト2本を付属すること。なお、赤色警光灯（LED式）、サイレン及び標識灯はキャブ一体内蔵型とする。また、以下に掲げる仕様とすること。

(1) 室内

ア 前座席床面には、確実に固定できる方法でフロアマットを張るとともに、貫通部等を通してエンジンルームの騒音が、キャブ内に伝わらないよう十分に防音措置を講ずること。また、後部座席の床面はロンリウム貼りとする。

イ 乗車人員の乗降時及び走行時における安全に必要な握り棒、手摺及び設けること。

ウ 各座席にはシートベルトを取付け、超防汚シートカバー（色：別途協議）を張ること。

エ キャブ後部左右扉は、キャブ内で着替えた後の装備状態でも乗降し易いように、幅800mm高さ1,800mm以上、開閉角度は前ヒンジ式90度以上とし、窓は側面の視界拡大の為、上下の追加窓（スモーク仕様）を設け、中央部窓（スモーク窓）パワーウィンドウ（電動開閉式）とする。

エ 前部隊員席の室内高をキャビン標準+140mm程度高くし、後部隊員席の室内高は1,850mm以上（ミッション部は1,700mm以上）を確保すること。また、ヒーターを後席前方足元に増設及びサーキュレーター2機を設けること。

オ キャブ内の前席は、次のとおりとする。

- ① 座席は2席とし超防汚シートカバー（色：別途協議）を取付けること。
- ② 運転席は、前後調整及びリクライニングできること。
- ③ 助手席は呼吸器埋込式のポストロムシートとする。
- ④ 運転席及び助手席背面は、上部の視認性を確保できるようにSUS網を張ること。さらに、S字フック10個、小型収納箱6個を設けること。

カ キャブ後部の床面の幅は2,000mm以上とし、後部席の居住空間を大幅に広げること。

キ キャブ内の後部席は、次のとおりとする。

- ① 座席は呼吸器埋込式のポストロムシート3席とし、超防汚シートカバー（色：別途協議）を取付け、後面にSUS製パンチングパネル（ゴムマット貼付及びS字フックを10個付属）を取付すること。
- ② 後部隊員用の面体掛けフックを3カ所取付けること。
- ③ 後部席座面は、跳ね上げ式とする。なお、シートライザータイプとする。

ク 後部席前方左右に、チェストBOXを設け、BOX上部にステンレス製の手摺（可動式フック10個付）を設けること。

ケ 後部席上部の天井左右にLED照明を取付け、スイッチはON・OFF・ドア連動の3極にすること。なおスイッチは上部左右に設けること。

コ 助手席に、LEDフレキシブルマップランプを設けること。

- サ 前部中央座席を取りはずし、コンソールボックスを設けること。なお、各装置の電装用スイッチパネルは、前席中央部に集中し取り付けること。また、足元には収納ボックスを設けること。
- ス キャブ前部左右にルーフフロントコンソール（高さ 320mm×幅 500 mm×奥行 300mm 程度）を設け、ゴムマット、脱落防止用扉及び取付用フック等、落下防止用の措置を施すこと。
- セ 後部席前方上部にルーフセンターコンソール（高さ 290mm×幅 2,000 mm×奥行 500mm 程度、下部パンチングメタル式）を設け、上部にゴムマット、脱落防止用扉及び取付用フック等、落下防止用の措置を施すこと。また、補強およびウォークスルー時の安全面の観点から、コンソールからチェスト間に柱タイプの手摺りを設けること。
- ソ 後部席前方上部ルーフセンターコンソール裏板面にアシストグリップ を取付けること。
- タ 後部席後端上部はルーフリアコンソール（下部パンチングメタル式または S U S 網式）を設けること。なお、上部にゴムマット、脱落防止用扉及び取付け用フックを取付けること。さらに、吊り下げ用の S 字フック 5 個を設けること。
- チ 各ドアのフェンダー部及び、蹴込み部分にアルミ化粧板を張ること。
- ツ 後退警報ブザー用の消音 S W（O N / O F F）を運転席付近に設けること。
- テ 各隊員が見易い位置に、デジタル式の大型時計を設置すること。

## (2) 外観

- ア 前席と後席は一体構造とし、防水・遮熱性に優れた構造であること。
- イ ハイルーフキャブの屋根に散光式警光灯を一体型に組み込み、埋込式スピーカーを取付けること。キャブ上部左右には作業灯 M Y S W - L 6 0 0 H - W 又は同等品を各 1 個取付けること。
- ウ 標識灯（スモール連動）を設けること。
- エ ハイルーフ上部には静荷重 300kg、動荷重 150kg の強度を有したルーフステージ（幅 1,500 mm、長さ 1,300 mm）を設け、対空表示を記入するとともに、支点リング（耐荷重 50 k g）を 8 個均等に設け、ラッシングベルト 2 本を付属すること。なお、ルーフ後部左右に無線用アンテナ台座（カバー付）を設けること。
- オ バウシヤックルを、フロントバンパー前部に 2 箇所（耐荷重を表示）取付けること。
- カ 原則としてフロントバンパー上面部はステップとして利用できるようにアルミ縞板張りとする。キャブ前面中央部及び上部に取手設置。
- キ 消防章を、フロントグリル中央部に強固に取付けること。（日野マーク 別途協議）
- ク キャビン後部左側に、旗立て装置をステンレス製で設け、旗竿が蝶ネジで固定

できること。(旗竿・訓練旗等一式含む)

ケ 後部席には視認性・安全性を高めるため、次の位置にそれぞれの窓を両側に設けることとし、これらの窓面積は合計 1.8 m<sup>2</sup>以上とする。また、いずれの窓もスモーク仕様とする。

- a. 後部席ドア上部に、高所の現場確認のための窓
- b. 後部席で着座の状態の目線位置に、前席からの操作でも開閉可能な窓
- c. 後部席ドア下部に、巻き込み防止や路肩の障害物の確認のための窓
- d. Bピラー部に、後部席から斜め前方の、ミラーを介して斜め後方の安全確認をするための縦長の窓

コ 前席の乗降に必要なステンレス製の手摺を両側に設けること。

サ 後部席の乗降のためにドアの開閉に連動する 2 段の階段式昇降ステップと、安全な昇降のために必要な位置にステンレス製の手すりを両側に設けること。また、ステップ灯 (LED 式) 及びドア開放中が分かるように照明灯 (LED 式) を設けること。

シ ルーフステージ昇降用の梯子およびステップを両側に設けること。

ス 自動充電差込口を車両右側面に設けること。

セ シャシ純正の電動キャブチルト装置でチルトが可能なこと。

## 2. 車体の外観

車両は、車両前部からウィンチ装置、照明装置、クレーン装置等を装備し、内部には各資機材の収納装置を設け、構造は堅牢で耐久性に富んだものとする。収納物は、可能な限り同一用途にまとめ、重量物は下部位置になるように配慮し安全、容易に諸活動が行える構造とすること。車両は防錆性、防水性及び耐水性を十分考慮し製作すること。なお、車体の構造、艤装は下記の通りとする。

- (1) 車体ボデー形状は箱形ボデーとし、車体上面をほぼキャビンの高さまで立ち上げてフラットなデッキに仕上げ、必要な箇所にステンレス製の手摺を設けること。
- (2) 両側面の外壁は立ち上げて、赤色警光灯各 4 個、作業灯各 2 個を埋め込むこと。
- (3) 左右各 2 枚オールシャッター式 (赤色塗装) で、資機材の取り出しを容易にするため、可倒式のステップを設け、開放時には LED 灯 (青色) 及び反射テープが確認できるようにすること。
- (4) 車体側板は周囲を折り曲げ、ステップ等は端部周辺に曲形状の部品を使用する。または、丸みをつける等の加工を施し、ビス、ボルト等の突起物についても安全加工を施すこと。

## 3. 車体の艤装

- (1) 車体は、前・後ウィンチ装置、屋上上昇式発電照明装置、最後部にクレーン装置等

- を装備し、内部に各種資機材の収納装置を設けること。
- (2) 車体の両側面は、ボデー上部をバランス良く立上げ加工すること。また、総体的な重量軽減を図り、車体重量、左右前後のバランス、転倒角度を十分考慮して製作すること。
  - (3) 車体の天井及び各ステップはアルミ縞板製とし、車外に設ける手摺、保護枠等はステンレス製等にする事。
  - (4) 車体天井には、支点フックを6個取り付けること。
  - (5) フロントバンパー下部に、車両最大牽引能力に十分耐えられる牽引フック（バウシヤックル）を2個取り付ける。
  - (6) フロントバンパー左右側面に雨水等の侵入を考慮した収納庫を設けること。なお、右はフロントウインチ附属品、左はフロントウインチ手動操作部とすること。
  - (7) キャブ後方の両側面には、ルーフへの昇降用梯子を設けること。
  - (8) 車体両側面に設ける資機材収納部の開閉方法は、手動式アルミ製バーシャッターとし、任意の位置で停止できること。閉鎖時シャッター下部が接する収納庫床面は、ステンレス製の保護材を設けること。また、引き降ろし用のベルトを取り付け、閉鎖時にシャッターに挟まらない措置を講ずること。
  - (9) 車両両側下部の収納庫扉及びリアフェンダー扉は、ダンパー式チェーンレスステップとし、ステップのアームは、ボディの外側にオフセットした構造とし、アームがボックス内に入り込んでボックスの収納スペースを減らしたり、アームがステップ上面に張り出したりし、ステップ間の移動時につまづく恐れがないフルフラット式のステップ扉とすること。さらに、後輪フェンダー部ステップは拡張仕様とし、各ステップ扉の内側には、アルミ縞板を張り付けること。
  - (10) ステップ扉のロック装置は、突出しないよう内蔵埋め込み式にするか、シャッターで抑える構造とすること。
  - (11) ステップ扉側面（3面）には、LED灯（青色）及び反射テープを取り付けること。なお、軽量化と展開を容易にするため、扉内部はポリプロピレン製のハニカムコア材を組み込んで剛性を持たせること。
  - (12) 車体後方とクレーン操作部との間は、車体形状一体となった長尺物（タイタン担架及びバックボード等）が収納できる収納庫とすること。また、各無線送受話器及び左右外部スピーカー、AVMの操作パネルを設置し、各収納庫は雨水の浸入を考慮し防水処置を施すこと。
  - (13) 車体上部には、かぎ付きはしご及び三連梯子、とび口、レスキュースティックが積載できるアルミ製又はステンレス製の昇降装置を設けること。さらに、昇降装置は手動式（ワンタッチロック付き）で積み降ろしはすべて地上から容易に操作できること。昇降装置に三連梯子を積載する際、梯子搬送用キャスターを取付けた状態で積載が出来る構造とすること。

- (14) 車体上部には、脱着が容易なアルミ縞板製収納ボックスを設けること。収納ボックスの容量は、バスケット担架が収納できること。さらに、重量バランスを考慮し最大容量とすること。また、収納ボックスの内側（蓋裏等）に剣先スコップ・ツルハシ・斧を固定するブラケット及び蓋の開閉に連動し点灯するLED式照明灯を設けること。
- (15) 車体上部に、クレーンフックの受台を設けること。
- (16) 車体上部に、照明装置灯体を収納する支持台を必要により設けること。
- (17) 車両後部に、車両最大牽引能力に十分耐えることのできる牽引フック（バウシャックル）2個を取り付けること。
- (18) 車両両側リアフェンダー内に支点リング（許容荷重500kg以上）を各2箇所取り付けること。
- (19) 車載クレーン用アウトリガには、車体と一体となるように保護パネルを設けること。
- (20) リアバンパー上部はアルミ縞板張りとし、給油口や点検口を設ける場合は内部に照明灯（LED灯）を設けること。
- (21) 後部は、LEDテールランプ、ターンランプ及びバックランプを左右両端に配置すること。
- (22) 車両後方から後部ステップへ容易に昇降できる大型展開ステップを左右及び中央の3箇所に設け、中央のステップ内には収納ボックスを設け可搬ウィンチ（チルホール、ナイロンスリング等）の収納庫とすること。
- (23) 後部ステップから車両上部への昇降用アーチステップを左右に設け、ステンレス製で滑り止め加工及びLED照明を施すこと。また、アーチステップには一体となった手摺を設けるとともに、最上段は可能な限り広く踏み面を確保し、部分的にグレーチング仕様とすること。
- (24) フロント及びリアのタイヤハウスには、泥除けゴムを設けること。
- (25) 車両両側には、視認性を考慮して必要箇所にリフレクターを取り付けること。
- (26) 車体左右のクレーン操作部付近下部に、車輪止めを収納枠付きで取り付けること。
- (27) 車両後部に20型消火器を取り付けること。
- (28) 車両すべての扉及び昇降装置には、開閉（展開、収納）状態がキャビン内で確認できるようにすること。
- (29) 各収納箱及び各艀装の可否、取付位置、形状、寸法等の詳細は、当市担当者と十分に協議すること。

#### 4. 積載庫

- (1) 各種資機材の収納方法は、可能な限り同一用途にまとめ、重量物は、可能な限り

下部位置となるよう収納すること。高所に配置される資機材については、取り出しが容易な構造とすること。

- (2) 積載する資機材は、別紙【救助用資機材】のとおりとする。また、当市が現に保有する資機材も積載すること。(別途指示)
- (3) 積載庫内の棚板は高さを変えられる構造とすること。資機材ボックス内に設ける扉は資機材銘板を設け、強度に応じてラッチ式固定のステンレスパンチングパネル、又はアルミ縞板パネルを取付けること。
- (4) 左シャッターボックス内前方に、アルミ製大型回転式収納棚を設け、高さ調整が可能な棚などを取付けること。また、本展開収納棚は必要に応じ、上下段に分離し、それぞれが個別に展開が可能なこととし、それぞれ40度、90度、110度程度の展開状態で保持が可能なこと。効率良く資機材を配置するため、展開棚収納部はフロアレス構造とし、棚展開後、シャッターボックス内に入って更に奥の資機材にアプローチできるようにすること。なお、シャッターボックス下方のエプロンボックスは全てブラインドピラー構造とすること。
- (5) リアフェンダーは側板を展開しステップとして使用でき、展開した際に前後エプロンボックス(収納)ステップと同等の高さと位置まで展開できること(フルフラット構造)。
- (6) 資機材は、ローラー・移動ローラー・引き出しレール・樹脂パッド・引き出し装置等を用い、容易に車外へ引き出せる構造とし、高所の資機材にあっては必要に応じ、斜め引き出しを設けること。また、引き出した際に脱落しない構造とすること。
- (7) 資機材の収納ボックスは、アルミ製又はステンレス製とし、ゴムカバーの取手を設けること。また、クッションゴム等を敷き、防水パッキン・水抜き穴等必要な処置を講ずること。
- (8) アルミ製のボックスには資機材銘板を設け、積載ボックスの収納位置をわかり易くするための番号をボックス及び収納位置の相互に記入すること。
- (9) 資機材の固定は、現物に見合った固定装置を取付けるか、積載ボックスに収納し固定すること。さらに、ワンタッチで容易に脱着できる構造とすること。
- (10) 車体の両側面前後に取付けるシャッター用リミットスイッチなど配線部分の干渉防止策として、ステンレスの保護板を設けること。
- (11) 充電式の資機材にあっては、収納時に容易に充電可能な状態で積載できるようにすること。
- (12) ロープ、カラビナ、救助用縛帯は、吊り下げフック付きの引出しレール式とし、両側面は引っ掛かり防止のゴム板張りパンチングカバーを張り容易に出し入れができること。
- (13) 山岳救助用器具等は、吊り下げフック付きの展開枠(ゴム板張り回転テーブル

- 式) 及び収納ボックスとし容易に出し入れができること。
- (14) 携帯救助器具の収納は、引き出しレール式のパネルに取り付け、容易に出し入れが可能な構造とすること。
  - (15) 右側積載庫に、空気呼吸器 1 基をクイックホルダーにて迅速に装着可能な状態で積載すること。(面体フック付き)
  - (16) 車体の重要な点検箇所に関して、工具を使用するためのスペースを確保すること。さらに、必要な箇所には点検照明 (LED)、点検口または、点検扉を設けること。
  - (17) 車体にステップ、ブラケット、タラップ手摺棒等を取付ける部分には十分な補強を施し、各部に照明 (LED) を設けること。
  - (18) 車体の骨組みや板材の切断端末には、危害防止の面取りを施し飛び出したボルト類は、短くするなどの工作を行うこと。
  - (19) 仕様書に明示されていない資機材の配置、固定装置、出し入れ等については、別途打ち合わせにより協議すること。
  - (20) 装備品、付属品、救助資機材等の種類、品名は別表に掲げるとおりとする。
  - (21) 救助資機材等は、積載スペース・重量制限・転倒角度制限等を勘案し、当市と協議して、その指示により積載するものとし、積載不能な資機材は、載せ替えが容易に行えるよう、収納ボックスを別に準備し、車庫内に保管することを考慮の上、別途協議すること。

## 第 4 主要装備

### 1. クレーン装置

- (1) クレーン装置の動力は車両の PTO で油圧ポンプを駆動させ、シャシ後部に最大吊り上げ能力 2.9 トン級クレーン装置を架装し、シャシフレームを必要に応じ補強すること。
- (2) クレーンブームは 7 角形で横たわみに強い 70 kg 級高張力鋼板を採用すること。
- (3) クレーン操作レバーの左右を連結するロッドはステンレス製のこと。
- (4) フックはラジコンのワンレバー選択にて地表に対して水平移動及びブーム平行移動できるナビ操作を有すること。
- (5) クレーン操作は、手動及び無線リモコンで操作できること。無線リモコンは、過負荷制限とブーム高さ制限の機能を有し液晶デジタルラジコン装置とし、フック吊下げ実荷重が常時表示される液晶デジタル装置です。
- (6) 格納時には起伏、伸縮、フックイン、旋回操作がラジコン操作にて旋回自動停止付自動格納装置が装備されていること。また、安全かつ容易に格納が出来る

- よう、次の機能を有すること。尚、非常時には非常ボタンですぐに停止できること。尚、自動格納機能によりアウトリガのジャッキも自動収納できること。
- (7) ラジコンの格納スイッチで自動格納し、旋回方向は格納位置の近いほうに識別できることとし、自動格納の際に障害物がある場合、旋回選択スイッチで旋回方向を変えることができること。また、自動格納の動作にはブーム起こし動作があり、車両との干渉を防止できること。
  - (8) ラジコンの旋回操作で干渉防止機能有領域に入ろうとするとときブームが車両と干渉する前に自動停止すること。また、干渉防止機能有領域でラジコンでブーム伏せ操作を行う際、ブームが車両と干渉する前に自動停止すること。
  - (9) 定格荷重を超える恐れのある場合の警報音を発するとともに警告灯で注意喚起を促すこと。
  - (10) クレーン操作部左右の見やすい位置にデジタル荷重計を設けること。
  - (11) 旋回時の荷ぶれ抑制機能を有すること。また周速制限装置を設けること。
  - (12) ワイヤ巻出し過ぎを防止する捨て巻き確保装置を設けること。
  - (13) ラジコンは 2.7 インチカラー反射型の液晶画面で視認性を確保すること。また、本ラジコンの液晶画面にてフロントウインチのテンション(張力・荷重)を表示可能なこと。
  - (14) 本無線ラジコンにて、フロントウインチ、照明の操作が可能なこと。尚、照明の操作に当ては本ラジコンにて左右個別俯仰が可能なこと。
  - (15) ブームの旋回や起伏操作でトリガーを引いたときの作動操作を標準よりも早めたり遅く設定ができること。(フィーリングオペレーション)
  - (16) 作動油温度上昇抑制装置を設けること。作動油温度を表示できる構造とすること。
  - (17) クレーンのアウトリガ張出幅最大・中間・最小を検知でき、クレーン操作部に表示すること。
  - (18) パーキングブレーキを引かないとクレーンが操作できないインターロック装置を設けること。
  - (19) アウトリガ両側面、正面の三方向及び厚み部に LED 式青色点灯を取付け、PTO 作動として点灯すること。
  - (20) クレーン装置の操作部に気泡式水準器を設けること。
  - (21) アウトリガジャッキ用敷板(マグネット式)を左右各 1 枚、クレーン装置付近に取付け、飛び出し防止措置を講ずること。
  - (22) クレーンブームまたはアウトリガが、未格納時の警報装置を設けること。
  - (23) クレーン手動操作部に各操作レバーを有効に照射できる照明灯(LED 式)を設けること。照明設備はクレーン操作等障害とならない構造とすること。
  - (24) アウトリガ両側面に保護カバー設け、車体の前後方向と一体形成すること。

- (25) ブーム起伏時及び収納時の安全確保用マーカーランプを設けること。
- (26) クレーン、ウィンチ、照明の切替に表示を照明付きで車両左右側面、後部に設けること。
- (27) アウトリガに黄色反射テープを張り付けること。
- (28) ブーム支点フックをブーム先端に設けること。
- (29) クレーン仕様は、次の通りとする。
  - ア) メーカー : 株式会社タダノ (警報型) 又は同等品
  - イ) 型 式 : ZX303HRENSA
  - ウ) 最大クレーン容量 : 2.93 トン以上
  - エ) 最大ブーム長 : 7.5m 以上
  - オ) 最大地上揚程 : 9.0m 以上
  - カ) 最大作業半径 : 7.5m 以上
  - キ) アウトリガ張出幅 : 3.6m 以上
  - ク) 駆動方式 : フルパワーPTO
  - ケ) ラジコン : 液晶デジタルラジコン(トリプルラジコン)
  - コ) オイルタンク : 33 リットル
  - サ) ブーム先端作業灯 : 19w (LED 式)

## 2. フロントウィンチ装置

- (1) ウィンチ装置の動力は、車両のPTOで油圧ポンプを駆動させ、前軸前方のフレーム間に直引き能力最大前5.5トン級以上の国産ドラム式ウィンチを架装すること。なお、車体の振動やねじれ等に十分耐える強度を有すること。
- (2) キャブ前部にPTOから油圧ポンプ駆動によるウィンチ装置を取付けること。ウィンチ本体はバンパーに内蔵し、バンパー上面はアルミ縞板張りとし、ウィンチ上面はアルミ縞板でカバーを覆い、救助用作業台として兼用できる強度を有すること。また、バンパーの張り出しは車両前輪中央から1,480mm以下とすること。
- (3) ウィンチ装置は車体振動、ねじれ等に十分に耐え得るように強固に架装すること。
- (4) メンテナンス性を考慮してウィンチ本体は国産製としワイヤー交換等が容易に行える構造とすること。
- (5) オイルタンクはクレーン装置と併用すること。
- (6) 安全装置として過負荷防止装置及び逆転防止装置を設けること。また、ワイヤーの張力が常時本体、有線コントローラー、無線液晶カラーラジコンで表示できること。
- (7) ウィンチ周辺には、夜間作業用にローラー部及び操作部にLED作業灯を取り付けること。
- (8) 安全とメンテナンス性を考慮しワイヤードラム取付位置はワイヤーの巻取り状況を

従来使用している車両と同様に視認できることと、ワイヤー交換などメンテナンスが容易に行えるように車両前方に取付けること。

- (9) ウィンチカバーはウィンチ使用時、ドラムへのワイヤーの巻取り状況が容易に確認できるように折り畳み式とする。
- (10) 前部ウィンチの操作方法は手動及びリモコン（有線 無線方式）とし、無線リモコンについてはクレーンの無線リモコンを使用し、照明装置と兼用型とする（トリプルラジコン仕様）
- (11) フロントバンパーにリモコン装置が収納できる蓋付きボックスを設けること。
- (12) ウィンチとワイヤーロープの牽引角度は 15 度以上とし、乱巻きキンク等が発生しない構造とすること。ウィンチのロープガイドに、4 面ガイドローラ及びテンション式ワイヤー抑えを取り付け、未使用時の美観と使用時の効率化を考慮し、ナンバープレート一体の折畳み式アルミ縞板製カバーをフロントバンパー部に取り付けること。
- (13) ウィンチドラムクラッチを切断した状態でワイヤーが手動にて引き出せること。
- (14) ワイヤー巻取部は操作性及びメンテナンスを考慮し、目視できる位置に設置すること。また、夜間作業用の照明（LED式）を設けること。
- (15) ウィンチ作業時に牽引能力が容易に判断できるよう、ウィンチ本体に張力（荷重）測定機能を設け、ウィンチ本体操作部と有線リモコンにその張力（荷重）を表示できる構造とする。また、表示については、最大 5.5 トンまでの表示とし目盛は 0.1 トン単位の自照式デジタル表示とする。
- (16) バンパー上面左右に荷重ピントルフック（3 トン級）を取付けること。
- (17) その他についてはメーカー公表の標準仕様とする。
- (18) フロントウィンチの仕様は次の通りとする。

① フロントウィンチ

ア) メーカー：大橋機産（株）

イ) 型式：MCW550RRT-S（バンパー張出短縮型）又は同等品

ウ) 駆動方式：油圧

エ) 張引力：5.5 トン

オ) ワイヤー：Φ14 mm×25m（別途協議）

先端 5 トン用フック（安全チェック付）

カ) オイルタンク：22 L（クレーン用と併用）

キ) 巻取り速度：約 5 m/min

ク) 取出し口：四方ローラー付

ケ) 操作方法：有線リモコン・ラジコン・手動

コ) フック：バンパー上面にフック（外れ止め付）2 個取付

サ) ウィンチ用カバー：アルミ縞板



10mm × 3m 2本

- ② アイフック (5トン) 1個
- ③ シャックル (5トン) 1個
- ④ 有線リモコン装置 1本

#### 4. 屋上上昇式発電照明装置

##### (1) 発電照明装置

- ① 発電照明装置は発電機、操作配電盤及び伸縮装置付大型照明装置で構成され、車両資機材積載スペースに影響することなく車両搭載可能な構造とし、あらゆる災害活動時の現場照射ならびに電源供給活動時に十分対応が可能な能力を有する構造とすること。発電照明装置の動力についてはシャシ固有のPTOとし、一つのPTOで照明・クレーン・ウインチに動力を伝達可能な構造とすること。PTOスイッチの不具合に備え、非常用PTOスイッチも設けること。
- ② 本発電照明装置はクレーン、ウインチ、照明の各機器を使用する際にエンジン回転を低回転に抑制することにより、現場活動における騒音の低減や、燃費向上を図れるシステムとする。
- ③ 配電盤装置は手持ち可能なハンディ型タッチパネル式ディスプレイ装置とし、制御盤ならびにリレー関係は車外の防水型別置きボックスに格納することで、車体内部の積載品スペースを犠牲にしない構造とすること。

##### (2) 配電制御操作盤

- ① 配電盤は、タッチパネル式の操作兼用の配電盤とし、制御盤は車外の点検整備に支障のない位置に設けること。このことにより、配電盤の占有スペースを最小限に抑え、資機材等の積載スペースを最大限に確保すること。また、配電盤は発電機と照明装置への電源供給操作を一体化したものとし防水防塵構造とする。
- ② 自動回転制御装置付
- ③ 計器：電流計、電圧計、周波数計（ハンディ型タッチパネル式ディスプレイ内に表示）発電機回転計（制御ボックス内）
- ④ スイッチ装置・発電機起動用、その他機能作動スイッチ（ハンディ型スイッチパネル式ディスプレイ内に表示）
- ⑤ 車体コンセント 単相 100V15A×2個
- ⑥ 安全装置：発電機非常停止装置表示（発電機の定格周波数が規定の範囲を超えた場合に発電機を自動停止させること。）
- ⑦ 状況・警報表示 緊急停止表示灯、照明点灯確認灯の作動状況の確認がハンディ型タッチパネル式ディスプレイ上でカラー液晶表示されること。

##### (3) 発電装置

PTOの駆動力により、油圧ポンプを駆動させ、油圧により発電機を駆動させる。

なお発電機定格出力送電中の走行用エンジン回転数は毎分約 950rpm を維持する低速回転モードとウィンチ・クレーンをスピーディーに作動させるため、約 1,200rpm を維持する中速回転モードを設けること。また、発電機定格出力範囲内において負荷が発生した場合や、またはクレーン、ウィンチを同時に使用することによる負荷が生じて、同じくエンジン回転数は各モードの回転数を維持することができ、且つ照明照射の維持、並びに電源供給による作業、クレーン及びウィンチ操作の作業が支障なく執り行うことができること。

- ① 定格出力 13KVA (60Hz)
- ② 定格電圧 200V (50Hz) /220V (60Hz)
- ③ 定格電流 34.1A
- ④ 相 数 三相
- ⑤ 定格回転速度 1,800rpm
- ⑥ 単相補助出力 100V、1.65KVA×2
- ⑦ 駆動方式 PTO
- ⑧ 発電機非常停止装置過速度保護リレーを設け、発電機に何らかの異常により、回転が大きくなった場合、自動的に発電機が停止する装置を設けること。

(4) 自動エンジン回転制御装置

車両に装備されるウィンチ・クレーン・照明を使用するにあたり、自動的に最適なエンジン回転を維持する自動エンジン回転制御装置（多摩川精機 SQE4000 を設けること。制御については活動現場に合わせて下記のパターンを有線リモコンで選択可能な構造とすること。なお、誤作動による各装置の破損を防ぐため各装置を併用する場合には、優先される装置の最適なエンジン回転数を選択、維持し装置の運用効率を高めること。

(5) 投光器用伸縮装置の主要諸元及び性能は次のとおりとする。

- ① 型式 多摩川精機販売（株）又は同等品  
YT2406DMS ケーブル外巻型
- ② 作動方法 油圧駆動伸縮式
- ③ 伸長高さ 地上高 7 m以上
- ④ 段数 5 段

(6) 照明装置の主要諸元及び性能は次のとおりとする。

- ① 型式 多摩川精機販売（株）又は同等品  
SQE4000 (2 灯式 LED)
- ② 照度 187,050 ルーメン x 2 灯 (メタハラ 4000W 相当)
- ③ 使用電圧 AC 200V
- ④ ダウンライト LED 15W×2 灯

- ⑤ 俯仰角度                    エンドレス 360 度 左右個別駆動付
- ⑥ 旋回角度                    左右 180 度
- ⑦ 操作
  - ア) 有線リモコン、無線リモコン（トリプルラジコン）タダノ製クレーン  
 装備の場合はタダノ製クレーン用リモコンでの併用にて操作が行える  
 こと。（クレーンリモコン以外の場合は、単独ラジコン制御）
  - イ) 自動収納装置付き
  - ウ) 3 ポジションワンタッチ自動上昇装置、1 つのボタンで右 90°、左  
 90°、正面 3 つの位置に自動上昇（伸縮柱の全身→旋回→投光器の仰  
 動作）を行い、対象物への照射を迅速に行えること。

## 第 5 電装品関係の仕様

### 1. キャビン内部

- (1) 前部中央座席のコンソールボックスに下記の各装置を設けること。なお、確認ラ  
 ンプは可能な限り 10 連スイッチに集約し、運転操作に支障のない配置とするこ  
 と。さらに、外部電源の通電確認灯やインバーターの切替えスイッチは別に設け  
 ること。
  - ① コンソール LED 照明（スモールライト連動）
  - ② 音声合成式電子サイレンアンプ TSK-D152Y
  - ③ 10 連スイッチ SBW-D1
  - ④ コンソール照明オフスイッチ
  - ⑤ 積載ボックス内灯メインスイッチ
  - ⑥ 作業灯メインスイッチ
  - ⑦ インバーターメインスイッチ
  - ⑧ 前部赤色灯オフスイッチ
  - ⑨ 後部赤色灯オフスイッチ
  - ⑩ 電子スロットル解除スイッチ（レバーロック型トグルスイッチ）
  - ⑪ 無線機操作部（署活動無線機含む）および AVM 端末装置
  - ⑫ 標識灯スイッチ
  - ⑬ その他必要なスイッチ類及び確認灯
- (2) 助手席前方のダッシュボード付近及び後部座席から使用可能な位置に電子サイレ  
 ンアンプ用マイクを各 1 個、モーターサイレンスイッチ（照光式・ガード付）を  
 各 1 個及び足踏み式スイッチ（カバー付き）を助手席側の右足前方位置に設ける  
 こと。
- (3) 助手席上部コンソールボックスに音声合成式電子サイレンを取り付けること。

- (4) 前部および後部座席上部の天井左右にLED照明を取付け、スイッチは「ON」、「OFF」及び「ドア開閉連動」の3極にすること。
- (5) 助手席及び後部席の両側に、LEDフレキシブルマップランプを設けること。
- (6) 外部AC100V入力コネクタ（15mコード付）を設け、バッテリー全自動管理者を介して、停車時に車両のバッテリー充電及び大型油圧救助器具の充電ができるものとする。入力コネクタは丸型マグネット式とし、切替えスイッチによりオイルパンヒーターにも共用できるものとする。また、スイッチはケーブル接続箇所付近又は運転席付近に取付け、接続時に赤色が点灯するパイロットランプを取り付けること。
- (7) インバーター（DC-AC1500W以上）を設け、コンソールボックスにAC100V20A2極のコンセントを1箇所、後部座席から使用可能な位置にAC100V20A2極のコンセントを3箇所を取り付けること。また、コンセントのAC100V出力は、エンジン始動時はインバーター回路とし、バッテリー管理者の充電時は、バッテリー充電回路より出力すること。
- (8) 後部両側ピラー付近にサーキュレーター2機を設置すること。
- (9) 配線にあっては、すべて内張り等の中を通して外部に露出しないよう施工すること。

## 2. 車体外部

- (1) 散光式赤色警光灯及びアクティブ制御スピーカーはハイルーフ埋込式で、電子サイレンアンプと連動式とすること。
- (2) モーターサイレンはハイルーフ埋込式又は、バンパー下部に取り付けてキャビン内モーターサイレンスイッチと連動式とすること。
- (3) 標識灯は埋込式で、オートライトと連動し、切替えスイッチをコンソールボックスに設けること。
- (4) フロントグリルに赤色点滅灯（WHELEN WIONSMBR24又は同等品）を2個取り付け、散光式赤色警光灯と連動すること。
- (5) フロントグリル上部にLED作業灯（WHELEN PEL2C又は同等品）を2個取り付けること。
- (6) 車体両側面の立ち上げ部に赤色点滅灯（株式会社大阪サイレン製作所 LFA-300専用プロテクター付又は同等品）を各4個取り付け、散光式赤色警光灯と連動すること。
- (7) 車体後面左右に赤色点滅灯（株式会社大阪サイレン製作所 LFA-300専用プロテクター付又は同等品）を各1個取り付け、散光式赤色警光灯と連動すること。
- (8) ハイルーフ両側面にLED作業灯（MYSW-L600-W又は同等品）を各1個取り付けること。

- (9) 車体両側面の立ち上げ部（外側）にLED作業灯（MY SW-1440-W又は同等品）を各2個取り付けすること。
- (10) 車体両側面の立ち上げ部（内側）にLED作業灯（株式会社大阪サイレン製作所 L I A-W又は同等品）を各3個取り付けすること。
- (11) 車体後面左右にLED作業灯（株式会社大阪サイレン製作所 L I A-300専用プロテクター付又は同等品）を各1個取り付けすること。
- (12) 車体後部の昇降ステップ付近にLED作業灯（株式会社大阪サイレン製作所 L I A-W又は同等品）を各1個取り付けすること。
- (13) 車体後面の中央付近にLED作業灯（MY SW-L600-W又は同等品）を1個取り付けすること。
- (14) 車体後面下部にLED作業灯（WHELEN PEL2C又は同等品）を2個取り付けすること。
- (15) 左右のリアフェンダー内にLED作業灯（株式会社大阪サイレン製作所 L I A-W又は同等品）を各1個取り付け、リアフェンダーの開閉に連動とすること。
- (16) 積載庫内にLED照明灯（株式会社大阪サイレン製作所 L I A-W又は同等品）を収納された各資機材を有効に照らすよう、位置を考慮し必要数取り付け、シャッター又はステップの開閉に連動すること。
- (17) 各作業灯はキャビン内のメインスイッチと連動させ、必要により作業灯ごとの点灯及び消灯スイッチを設けること。
- (18) 車体左右及び後面にクレーン・ウインチ・照明装置の切り替え表示灯を設け、ラジコン装置切り替えと連動させること。
- (19) サイドフラッシャーランプ（LED式、黄色）を、大型収納庫前扉及びリアバンパーの左右下部に取り付け、スモールライトと連動すること。
- (20) 左右リアフェンダーの内側に、後輪付近を有効に照らすLED路肩灯を設置し、スモールライトと連動すること。
- (21) ステップ兼用扉の側面に、開閉に連動するLED灯を設けること。
- (22) リアバンパーには地面を照らすLED灯を取り付けること。
- (23) 位置、形状及び寸法等の詳細は、当市担当者と十分に協議すること。

## 第6 無線(消防専用電話装置)・AVM(車両動態端末装置)

消防専用電話装置及び車両運用端末装置は、当市の指示する業者と連携し取り付けること。なお詳細は承認図提出時に打ち合わせすること。

- (1) 消防専用電話装置及び車両運用端末装置は、本部所有の車両（きししょうきゅうじょ）に設置している装置一式を取り外し、新車両の運転席及び助手席から操作が容易な位置に取り付け、既設の出動車両運用管理装置に反映させること。取り

外し装置について著しい損傷等ある場合、監督員と協議の上で新品更新する等の措置を講じる事。

- (2) 消防専用電話装置の電源取り出しは、シャシの ACC 起動連動とすること。
- (3) アンテナ 2 本をキャブ天井に取り付けること。アンテナ本体は新品を受注者が用意すること。
- (4) 無線送受信器を助手席から操作しやすい位置に 1 機、キャビン後部座席から操作しやすい位置に 1 機取付けること。なお、送受信器は既存車両からの移設とする。
- (5) 車両左後部のクレーン操作部付近に車外無線送受信器取出口を設け、送受信器を既存車両から移設すること。尚、車外スピーカーについては、上記の左後部及び右側面のキャブ側に設けること。
- (6) キャブ内に受注者が用意するスピーカー（BOX型\_DIAMOND 製 P-810）2 機を設け、外部との切り替えが可能な構造とする。
- (7) 消防専用電話装置と連動する車両運用端末連絡装置は支給品とし、キャブ内の発注者が指定する場所に取り付けること。また協議の上、専用の取付用台座も取り付けること。
- (8) AVM 車外操作部を車外無線送話機取出口に設置し、必要な配線（専用ケーブル・電源等）を敷設して取り付けること。車外操作部は既存車両からの移設とする。
- (9) 車両運用端末装置の電源取り出しは、バッテリー直接とし、スイッチを設けること。※AVM用として、バッテリー直とACCと車速信号とリバース信号、デジタル無線用として、バッテリー直とACC、各々を助手席足元まで余長 2 m 残して配線しておくこと。またバッテリー室内で“AVM”、“デジタル無線”と明記し差別化する事。（各極性にブレードヒューズ 10 A 付与とする）
- (10) アナログ波無線対応アンテナ 1 箇所を取付け、デジタル波無線対応アンテナ 2 箇所の取付け位置に必要な応じ取付用ブラケットを確保すること。また、デジタル波無線対応アンテナは、各アンテナとの間隔を 1.2m 確保すること。
- (11) 詳細については、発注者と協議すること。

## 第 7 塗装及び記入文字

### 1. 塗装

- (1) 車両鋼材部分の下地塗装は充分錆落としの上、防錆性能が高く長期にわたり錆の発生を防ぐ二液型エポキシプライマー（ハイパーエポキシプライマーSSM）を使用し、パテ、サフェーサ（ウレタンプラサフSSM）を施工後、十分に乾燥させてから、ハイソリッド型ウレタン樹脂赤色塗料（ハイソリッドモリタレッドSSM）

により2回以上の塗装を実施し、その上には光沢と耐候性向上のためクリア塗料（ハイパークリア LW）を2回以上施すこと。塗装後は磨き作業により塗装表面を整えること。

- (2) 塗料は環境に配慮され、労働安全衛生法に基づき定められた特定化学物質障害予防規則を使用すること。
- (3) ボディ・シャッターは赤色塗装とすること。
- (4) 資機材収納部内面はシルバー塗装とすること。
- (5) 天井やステップなどのアルミ縞板部は無塗装とすること。
- (6) バックミラーやラジエターグリル部は無塗装とすること。
- (7) シャシ下回りは黒色塗装とすること。
- (8) メッキ部については無塗装とすること。
- (9) クレーンは赤色塗装とし、先端部のみ蛍光黄色塗装とする。

## 2. 記入文字

- (1) キャビンのドア（前後いずれか）左右、フロント及びリアに、道路運送車両法の保安基準、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の基準に適合するように、指定する文字を貼り付けること。
- (2) 記入文字は、カッティング文字使用を原則とする。書体は丸ゴシック体とし、配列、寸法については、表示する場所の大きさと文字全体のバランスを考慮すること。
- (3) キャブ後部左右ドア及び車両後部に「岸和田市消防本部」（反射）を表示すること。
- (4) キャブ前部左右ドアに当市指定の消防マーク（反射）を表示すること。
- (5) ルーフデッキ及び車体上部のアルミボックスに、対空表示をすること。
- (6) 標識灯には黒色で指定する文字を表示すること。
- (7) 車両の前後部に、当市が指定する文字を表示すること。
- (8) 積載品に貼付するシールを付属すること。
- (9) 車両の両側面には、反射素材を使用して、当市が指定するデザイン及び文字を表示すること。（詳細は別途協議）
- (10) その他表示が必要と思われる箇所は、当消防本部担当者と協議すること。

## 第8 その他

- (1) 車両納入後の1か月及び6か月点検（オイル、エレメント交換等含む）にかかる費用は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は車両納入後、当市が指定する時期に、抹消登録予定車両の車体の文

字及びマーク（対空表示を含む）、電子サイレンアンプを除去したのち一時抹消登録を行うものとし、かかる費用は受注者の負担とする。